

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月9日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第981号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 津地方裁判所担当裁判官一覧 5通

(3) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(4) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和3年4月から令和6年9月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（津地裁所属の裁判官が含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に相当）及び公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（同法第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条1号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば個人識別情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から個人のプライバシーを侵害する、との理由だと考えられる。

しかし苦情申出人は、特定の裁判官に限定して、当該裁判官が含まれる裁判官昇給候補者名簿の開示を求めているわけではない。津地裁所属の裁判官は、本申出時点で支部も含めれば約20名おり（添付書類（2））、令和3年4月から令和6年9月までに異動した者も含めるとこれ以上の人数になる。

よって、名古屋高裁が上記期間に提出した全ての名簿において、津地裁に当時所属していた裁判官全員が昇給候補者になっていないという極めて例外的な場合でない限り、文書存否の回答によってある裁判官が昇給候補者か否かを特定することはできない。

したがって、文書の存否を回答しても個人のプライバシーを侵害しない。

### (2) 同法5条6号について

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、やはり存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義であるから、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし上記（1）と同様、存否を回答してもどの裁判官が昇給候補者かを特定することはできない上、津地裁に所属していた裁判官の中に昇給候補者の存在したことが判明するに留まり、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけではない。

また、苦情申出人は判事3号以上に限定して名簿の開示を求めているわけではないところ、最高裁判所の裁判官の人事評価の在り方に関する研究会報告書（平成14年7月16日付）によれば、「任官後、判事4号まで（法曹資格取得後約20年間）は、長期病休等の特別な事情がない限り、昇給ペースに差を設けていない」とされているから、昇給と人事評価が関連しているわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかかり人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。

## (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる。とされる。

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をすることは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。

エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月9日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第982号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和3年4月から令和3年9月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事4号から判事3号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかけられ人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができることとされる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をするとは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月9日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第984号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和3年4月から令和3年9月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事3号から判事2号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかかり人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる」とされる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。



しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をするとは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月9日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第986号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和3年4月から令和3年9月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事2号から判事1号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかけられ人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができることとされる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をするとは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月9日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第987号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和3年10月から令和4年3月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事4号から判事3号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるとするのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかかり人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができることとされる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をすることは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月9日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第988号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上



(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和3年10月から令和4年3月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事3号から判事2号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかかり人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をするとは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月9日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第989号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和3年10月から令和4年3月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事2号から判事1号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかかり人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をするとは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月17日付けの苦情申出人に対する司法行政  
文書不開示の判断（名高裁総第1009号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示  
する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度  
（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和4年4月から令和4年9月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事4号から判事3号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかかり人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をするとは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上



# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月17日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第1010号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和4年4月から令和4年9月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事3号から判事2号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかけられ人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をするとは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月17日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第1011号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和4年4月から令和4年9月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事2号から判事1号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかかり人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができることとされる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をするとは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月17日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第1012号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和4年10月から令和5年3月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事4号から判事3号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかけられ人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。



しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をすることは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月17日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第1013号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和4年10月から令和5年3月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事3号から判事2号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかかり人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をすることは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月17日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第1014号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和4年10月から令和5年3月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事2号から判事1号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかかり人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をするとは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月17日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第1015号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上



(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和5年4月から令和5年9月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事4号から判事3号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかけられ人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をするとは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月17日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第1016号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和5年4月から令和5年9月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事3号から判事2号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかけられ人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をすることは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月17日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第1017号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和5年4月から令和5年9月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事2号から判事1号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかかり人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をすることは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上



# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月27日付けの苦情申出人に対する司法行政  
文書不開示の判断（名高裁総第1040号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示  
する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度  
（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和5年10月から令和6年3月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事4号から判事3号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかかり人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をするとは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月27日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第1041号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和5年10月から令和6年3月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事3号から判事2号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかけられ人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をすることは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人  
特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号  
チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月27日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第1042号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和5年10月から令和6年3月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事2号から判事1号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかかり人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる」とされる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。



しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をすることは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月27日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第1043号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和6年4月から令和6年9月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事4号から判事3号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかかり人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をすることは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月27日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第1044号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上

(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和6年4月から令和6年9月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事3号から判事2号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかけられ人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができることとされる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をすることは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上

# 苦情申出書

令和7年3月7日

最高裁判所 御中

苦情申出人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
上記代表者理事 新海 聡

次のとおり苦情申出をする。

1 苦情申出人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

(2) 住所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2、502号室

(3) 電話番号 052-953-8052

(4) 法人の代表者の氏名

新海 聡

2 苦情申出に係る原判断

名古屋高等裁判所長官の令和6年12月27日付けの苦情申出人に対する司法行政文書不開示の判断（名高裁総第1045号）

3 苦情申出の趣旨

「原判断を是正し、苦情申出人に対し、苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示する。」との判断を求める。

4 苦情申出の理由

別紙のとおり。

5 添付書類

(1) 司法行政文書不開示通知書 1通

(2) 情報公開・個人情報保護審査会 答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号） 答申 1通

(3) 2025年1月31日 5時00分 朝日新聞 森友文書訴訟、判決要旨 1通

以上



(別紙)

## 1 原判断の内容

名古屋高等裁判所長官は、

令和6年4月から令和6年9月までの間に名古屋高裁が提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事2号から判事1号への昇給に関するものが含まれるものに限る。）の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条6号二に相当）を開示することになる、

として、苦情の申出に係る司法行政文書の全部について、その存否を答えることはできない、と判断した。

## 2 原判断に理由がないこと

### (1) 同法5条6号に相当しないこと

原判断が、文書の存否を答えれば公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというのは、存否の回答が昇給候補者か否かの回答と同義である（存在していれば昇給候補者であり、不存在であればその逆であることが判明する）から、忌憚のない人事評価を行うことが困難になる、との理由だと考えられる。

しかし存否を回答しても、名古屋高裁管内裁判官の中に昇給候補者が存在したかが判明するに留まり、どの裁判官が昇給候補者か特定することはできない上、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけでもない。

以上の点に鑑みれば、文書の存否を回答しても評価者に圧力がかかり人事評価が歪められるとは到底考えられず、忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえない。裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたり、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

### (2) 苦情の申出に係る司法行政文書の全部を開示すべきこと

ア 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4によれば、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該司法行政文書を開示することができる

この点、裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられる。しかし以下の点に鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、苦情申出人が開示を求めた司法行政文書は開示されるべきである。

イ 開示による法第5条6号二に相当する事態とは、上記の通り①裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、また②昇給候補者等から不当な働き掛けがされることだと思われる。

しかし、①「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される」のであって（憲法76条3項）、昇給候補者か否かを知ったからといって職務遂行に影響を及ぼすような、憲法違反を犯す裁判官がいるとは考えられない。

また、②評価者に対して不当な働きかけを行えば懲戒の対象になりかねず（裁判官分限法2条）、働きかけをしても昇給候補者になれるのか分からないのにそのようなリスクに見合わない行為をすることは考えられないし、万一そのようなことが行われれば、評価者から適切に指導すれば足りる（それが評価者の役割である）。

- ウ そして裁判官の人事評価の目的は、裁判官の公正な人事の基礎とすることにもあるところ（裁判官の人事評価に関する規則1条）、昇給候補者を公にして、恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは、むしろ公正な人事の確保に資するものであり、ひいては公正な裁判制度に対する国民の信頼確保にも通じる。
- エ したがって、裁判官昇給候補者名簿に個人識別情報が含まれるとしても、公益上特に必要があるものとして全部開示されるべきであるし、少なくとも「官職名」や「氏名」のような容易に個人を特定できる部分のみを除いて、部分開示されるべきである。

以上